



市内事業者の皆さんへ ふるさと納税の返礼品を募集します

市は「安中市を応援したい」という思いを安中市ふるさと創生寄附金(ふるさと納税)として受け付け、寄附をいただいた市外在住の人には、お礼として市内の特産品などを贈っています。そこで、この制度を利用し、地元特産品を全国にPRすることを目的に、事業者から返礼品を募集します。詳細は市HPをご覧ください。

事業者の要件

次のすべてに該当する必要があります。ただし、該当しても市が取扱事業者として適当でないと思われた場合、参加できない場合があります。

1. 各種法令規則などに沿った生産・製造・販売などを行っていること。
2. 原則として本社(店)、支社(店)および事業所、工場が市内にある法人・団体または個人事業主であること。
3. 市税の滞納がないこと。
4. 安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第3号に規定する暴力団または同条第3号に規定する暴力団員などでないこと。

1号に規定する暴力団または同条第3号に規定する暴力団員などでないこと。

5. 委託先事業者が必要とする書類の提出が可能であること。

募集する返礼品

1. 安中市の魅力を市内外に発信できるものであり、地域産業の振興につながる要素をもつ商品などであること。
2. 品質および数量の面において、安定供給が見込めること(ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱可能とする)。
3. 地場産品基準に該当すること(詳細は市HPの募集要領をご確認ください)。

応募期間 随時受け付けます。

応募方法

LoGoフォームからの申込み、また電話・メールなどでお問い合わせください。

事業者のメリット

- ・ふるさと納税ポータルサイト(最大7サイト)および安中市が作成するふるさと納税パンフレット

などに返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することで、登録商品の販売促進および販路拡大が期待できます。サイト掲載手数料と送料実費は市が全額負担します。

・返礼品の発送時に、カタログやチラシを同梱し自社商品をPRできます。

・返礼品掲載は市職員と委託先事業者がサポートします。インターネット販売未経験でもeかFAXで受注できれば参加可能です。

※ふるさと納税ポータルサイトへの掲載は、総務省による返礼品指定基準適合確認を経てからで、目安は最短2か月程度です

問 困政策・デジタル推進課地域づくり係(☎内線1024)

FAX 381-0503

e furusato-nouzei@city.annaka.lg.jp



市HP



LoGoフォーム



ふるさと納税ポータルサイトへの掲載イメージ

- ☎ 応募・申込方法
- 📅 日程
- 🕒 時間
- 📅 期間
- 📍 会場・場所
- 👤 対象・資格
- 📞 電話
- 📠 FAX
- 📧 電子メール
- 🏠 HP
- 📄 他

手話コーナー

今月は「風邪」の表現をご紹介します。

握った手を口元におき、咳をしている様子を表現する。



市YouTube
手話チャンネル

VOL.34

問 困福祉課障害福祉係(☎内線1154)